

いわき市公告第 25 号

いわき市が行う指名競争入札に参加する者の入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

令和 8 年 4 月 30 日

いわき市長 内 田 広 之

1 受 付 部 門

- (1) 建設工事の部
- (2) 測量・調査・設計の部
- (3) 役務の提供の部
- (4) 物品の部

2 本店又は本社の所在地が市内の方（定時申請）

- (1) 受付期間 令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 5 月 31 日（日）まで
- (2) 申請方法 郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便またはレターパックプラス）
- (3) 登録期間 登録の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 本店又は本社の所在地が市外の方（追加申請）

- (1) 受付期間 令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 5 月 31 日（日）まで
- (2) 申請方法 郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便またはレターパックプラス）
- (3) 登録期間 登録の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 申請者の資格

次に掲げる者に該当しない方。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者
- (3) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者
- (4) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当する者
- (5) 工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から 2 年を経過していない者（建設工事の部、測量・調査・設計の部及び役務の提供の部に限る。）
- (6) 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- (7) 次のいずれかに該当すると認められる者で、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）
- (9) 経営状態が著しく不健全であると認められる者（物品の部に限る。）
- (10) 営業を開始してから 1 年を経過していない者（物品の部に限る。）

※ 上記(7)により、いわき市が実施する指名競争入札への参加を停止されている者については、停止期間満了の日から30日以内に限り申請を受け付けます。この場合において、登録期間は、登録をした日から2-(3)又は3-(3)に掲げる登録期間の末日までとします。

5 問い合わせ先

(1) 建設工事の部、測量・調査・設計の部又は役務の提供の部に関する事
財政部 契約課 工事契約係 電話番号 0246 (22) 7419

(2) 物品の部に関する事
財政部 契約課 物品契約係 電話番号 0246 (22) 1136